



西会津町議会基本条例

町議会では、平成23年9月に「議会基本条例制定特別委員会」を設置し、特別委員会の中で協議・検討を重ねるとともに、町民のみなさんからのご意見を拜聴するなどして「議会基本条例」の制定に取り組んできました。

この「議会基本条例」は、議会及び議員がその責務を果たし、これまで以上に町民のみなさんに開かれた議会づくりを推進するための一番基本になるルールであり、議会の役割と活動の決まりごとを明確にするものです。

このたび、3月議会定例会において全会一致で条例案を可決し、4月1日から条例を施行しましたので、町民のみなさんにお知らせいたします。

(前文)

地方分権の時代を迎え、自治体の自己責任と自己決定の範囲が拡大する中で、二元代表制の一翼である議会が担うべき行政の監視機関及び意思決定機関としての役割と責任は、これまで以上に重要なものとなってきている。

このため、西会津町議会（以下「議会」という。）は、そのもてる機能を十分に駆使し、常に町長その他の執行機関（以下「町長等」という。）と対等で緊張ある関係を維持しながら、西会津町民（以下「町民」という。）の代表機関として、その執行を監視するとともに、最良の政策を決定するための政策提言や政策立案を積極的に行っていかなければならない。

また、町民とともに自立・協働のまちづくりを推進するため、積極的に町民へ情報発信することによって議会の意思決定における説明責任を果たす必要がある。

ここに我々は、公正で透明な開かれた議会を構築するため、議会運営の基本事項を定め、議会の役割と活動の指針を明確にすべくこの条例を制定する。

議会及びすべての議員は、この条例に定める議会運営のルールを遵守し、実践することによって、町民から信頼され、存在感と活力のある議会を築くために不断の努力を惜しまないものとする。

【解説】 議会が二元代表制の下で担うべき役割を果たすために必要となる議会運営及び議員等に係る基本事項を明文化することにより、開かれた議会を実現し、町民の負託に応えることを定めるとともに、信頼される議会を築く決意を述べたものです。

(目的)

第1条 この条例は、議会及び議員の活動の活性化と充実のために必要な議会運営の基本的事項を定めることにより、分権と自治の時代にふさわしい、町民に身近な開かれた議会を基本とした議事機関としての役割を果たし、もって町民の福祉向上と持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

【解説】 この条例の目的として、議会及び議員の活動の活性化と充実のために必要な基本的事項を定めるとともに、町民の福祉向上と持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを規定したものです。

(議会の活動原則)

第2条 議会は、町民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公平性、透明性、信頼性を重んじた町民に開かれた議会を目指して活動する。

【解説】 議会の責務を全うするための基本的な活動原則を定めたものであり、信頼のおける真に開かれた議会を目指し活動しなければならないことを規定したものです。

2 議会は、町民全体の立場に立って、町長等の活動を監視するとともに、町民の福祉向上と持続的で豊かなまちづくりの実現のために政策提言及び政策立案の強化に取り組むものとする。

【解説】 議会の基本姿勢として、事務執行権に対する監視など従来の機能に加えて、議会として政策提示ができる態勢づくりに向けた決意を規定したものです。

3 議会は、町民とともにまちづくりの活動を推進するため、町民に必要な情報を提供し、その多様な意見を反映させることにより、町民参加と協働を基軸にした議会運営に努めなければならない。

【解説】 議会は、その活動にあたって、町民の多様な意見を把握する機会を確保し、町民本位の議会運営に努めること、及び協働のまちづくりを推進することを規定したものです。

4 議会は、議会の信頼性を高めるため、不断の改革に努めるものとする。

【解説】 議会は、町民の代表機関として町民の信頼と負託に応えるため、これまで様々な議会改革に取り組んできましたが、本条例の制定を終着点とせず、さらなる議会改革・活性化に取り組んでいくことを規定したものです。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を尊重するとともに、会議における発言は簡明に行わなければならない。

【解説】 議会は、「言論の府」「自由な討論の場」であることから、議員は自由な討議を尊重することを規定する一方、発言はすべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を越えてはならないことを規定したものです。

2 議員は、町政全般について、その課題並びに町民の意見及び要望を的確に把握するとともに、不断の努力によって自らの資質を高め、町民の負託に応える活動をするものとする。

【解説】 議員は、町政における課題全般について、多様な住民の意見を把握するとともに、議員としての資質向上等に努め、町民の負託に応える活動をすることを規定したものです。

3 議員は、個別的な事案の解決だけでなく、町民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。

【解説】 議員は、地域などの個別事案だけでなく、広く町民全体の福祉の向上を目指して活動することを規定したものです。

(議員の政治倫理)

第4条 議員は、町民全体の奉仕者として公正、誠実かつ清廉に活動することにより、主権者である町民の負託に応えなければならない。

【解説】 議員は、町民全体の奉仕者として、人格と倫理の向上に努め、町民の疑惑を招くことのないよう行動し、民主的な町政の進展に寄与することを規定したものです。

(町民と議会の関係)

第5条 議会は、次に掲げる事項に留意し、町民の議会活動への参加を推進するものとする。

(1) 議会の委員会その他の会議を原則として公開すること。

【解説】 第2条に掲げた開かれた議会を実現する上で欠かせないのが「全ての会議の原則公開」であるとの観点から規定したものです。

(2) 積極的な情報の公開及び提供に努めること。

【解説】 第2条に掲げた開かれた議会を実現する上で、前号とともに重要となる情報の公開と提供に向けて積極的に努力することを規定したものです。

2 議会は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）で定める委員会等のほか、町民及び議員が自由に意見及び情報を交換するため、一般会議を置くことができる。

【解説】 町民の希望に柔軟に対応するため、町民と議員の意見等の交換の場として、議会が一般会議を設置できることについて規定したものです。

3 議会は、町民から請願及び陳情が提出されたときは、これを町民の政策提案と受け止め、必要に応じ町民の意見を聴く機会を設けるものとする。

【解説】 請願及び陳情は、旧来の議会へのお願いという位置づけを、政策提案という位置づけに変え、提案者の意見を聴く機会を設けることができることを規定したものです。

4 議会は、町民に対する議会報告会を開催して議会の説明責任を果たすとともに、町民の意見を聴取して議会の政策提言等に反映させるものとする。

【解説】 町民との連携と信頼関係を確保するため、議会として説明責任を果たし、さらに多様な町民意思・意見を聴取する場として、議会自らが積極的に議会報告会を実施することを規定したものです。

5 議会は、議案に対する各議員の賛否を公表するものとする。

【解説】 議決に対する説明責任を果たす上から議案の審議に対する議員の賛否の表明を公表することを規定したものです。

（町長等と議会及び議員の関係）

第 6 条 議会の本会議における議員の町長等に対する一般質問は、広く町政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答方式により行うものとする。

【解説】 一般質問は最初、一括質問・一括答弁により行うが、再質問以降については、その趣旨を明確にし、議論の論点をより深めるとともに、町民の理解も深まるよう一問一答の方式により行うことを規定したものです。

2 議長から本会議、又は常任委員会若しくは特別委員会への出席を要請された町長等は、議員の質問に対し議長又は委員長の許可を得て、答弁に必要な範囲内で反問することができる。

【解説】 町長等は、議長等の許可を得て、質問をした議員に対して、その論点を整理するため、反問（逆質問）することができることを規定したものです。

(重要政策の審議等)

第7条 議会は、町長等が重要な計画・政策（以下「政策等」という。）を策定しようとするときは、議会の意見を聴くよう求めるものとする。

【解説】 町長等が、重要な計画・政策を策定する場合は、町民意思・議会の声を反映するため、策定段階から議会の意見を聴くよう求めることを規定したものです。

2 議会は、町長等が議会の議決を得るべき政策等を提案し、又は前項の規定に基づいて意見を聴こうとするときは、次に掲げる説明資料を提出するよう求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする原因又は背景
- (2) 提案又は策定に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (4) 総合計画における根拠又は位置づけ
- (5) 関係ある法令及び条例等
- (6) 政策等の実施に係る財源措置
- (7) 将来にわたる政策等の維持管理を含めた財源計画

【解説】 議会は町の意味決定機関として論点や争点を明らかにして議論し、その過程や結果について町民への説明責任を果たすことが求められていることから、町長等が議会に政策等を提案するときや政策等の策定段階で意見を聴こうとするときは、その政策等を必要とする理由や目的、効果、総合計画との関係、財源措置等について、情報の提供を求めることを規定したものです。

3 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

【解説】 議会は、町長等から提供された情報をもとに論点や争点を明確にし、政策執行後の評価・検証に役立つような審議に努めることを規定したものです。

(議会の議決事件)

第8条 法第96条第2項に規定する議会の議決事件は、次のとおりとする。

- (1) 総合計画（基本構想及び基本計画）
- (2) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

【解説】 議会が議決しなければならない事件は、地方自治法第96条第1項で規定される事件のほか、関係法律の中で規定された事件に限られていますが、それら以外に、地方自治法第96条第2項で議会の議決すべき事件を条例で定めることができるとされています。

これを受け、町政全体において重要な計画等に関して、決定に参画の機会確保と執行上の議決の必要性を比較・検討し、新たに議決事件として追加することを規定したものです。

計画の議決の対象は、当該計画の策定又は変更の場合とします。

2 議会は、前項に定めるもののほか、町政の基本に係わる重要事項について必要と認めるときは議決事件として追加することができる。

【解説】 議会が必要に応じて、議決事件を追加し得ることを規定したものです。

(委員会の設置等)

第9条 議会は、社会経済の変化等により新たに生じる課題に迅速かつ柔軟に対応するため、委員会の設置並びに参考人及び公聴会の制度の活用に努めなければならない。

【解説】 議会が新たな課題等に適切に対応するため、委員会の設置、及び法律に基づく参考人制度や公聴会制度の活用により、町民の意見を十分に聴取して議論に反映させ、政策水準の向上を目指すことを規定したものです。

(議会事務局の体制整備等)

第10条 議会は、議会又は議員の政策形成等の活動を支援するため、調査機関等としての議会事務局の体制を強化するよう努めなければならない。

【解説】 地方分権の進展により地方自治体の自己決定、自己責任が拡大してきており、議会に求められる責任の増大とともに、議会事務局の役割も大きくなってきている中で、地方自治法第138条第2項の規定により、議会に置く事務局の人的・物的両面の体制強化について規定したものです。

(議員の研修等)

第11条 議会は、議員の政策形成能力の向上等を図るため、議員の研修及び政策研究の充実に努めるものとする。

【解説】 積極的に政策提言を果たす議会を目指し、議員の政策形成・立案能力の向上を図るため、議会は研修等の充実強化に努力することを規定したものです。

(議会広報の充実)

第12条 議会は、町政に係る重要な情報を議会独自の視点から、常に町民に対し周知するよう努めるものとする。

【解説】 積極的な情報公開、説明責任を果たすこと、議会への町民参加を進め、「町民に開かれた議会」を実現するため、議会の広報活動は、町政に係る重要な情報（論点・争点）を議会の視点（行政を擁護せず）から、町民に周知することを規定したものです。

- 2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

【解説】「町民に開かれた議会」となるため、これまでも「議会だより」の発行や町のホームページ（議会のページ）などを活用して、議会情報を発信してきましたが、情報技術の発達に合わせ、ケーブルテレビを含む様々な広報手段の活用により、町民が議会や町政に関心を持つよう広報活動をすることを規定したものです。

（議員定数及び議員報酬）

- 第13条 議員定数及び議員報酬は、別に条例で定める。

【解説】 議員の定数と議員の報酬は、「西会津町議会議員定数条例(平成14年条例第34号)」及び「議会議員の議員報酬及び費用弁償条例(昭和29年条例第16号)」の定めによることを規定したものです。

- 2 議会は、議員定数及び議員報酬の改正に当たり、町政の現状と課題、将来の予想と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して、広く町民の意見を聴取することに努めるものとする。

【解説】 議員の定数及び議員の報酬の改正に当たっては、経費削減といった財政的・効率性の観点からのみ議論することを行わず、町政の現状や将来展望を考慮するなど、多面的・多角的な視点から町政の監視・調査・政策形成機能などを損なうことがないよう検討し、また、参考とすべき町民の意見の把握に努力することを規定したものです。

（この条例の性格等）

- 第14条 この条例は、議会運営に関する最高規範であって、議会は、この条例で定める目的、原則等を実現するために必要な事項について条例、規則等を制定し、議会運営の仕組みを体系的に整備しなければならない。

【解説】 本条例が、議会に関する条例等に対して、最上位に位置する条例だと宣言するものであり、本条例の目的を果たすため、必要に応じて議会として適切な措置を講じることが規定したものです。

- 2 議会は、議会運営がこの条例の目的、原則等に即して行われているかどうかを不断に点検し、必要があると認めるときは、この条例及び西会津町議会議員規則（昭和63年議会議規則第1号）の改正その他必要な措置を講じなければならない。

【解説】 本条例の目的が達成されているかどうかについて、常に検証と評価を行う必要があることと、その結果、必要があれば本条例の改正等所要の措置を講じることが規定したものです。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

町議会は、この基本条例に基づき、議会関係の全ての会議を原則公開するとともに、町議会の主催による議会報告会や一般会議（意見交換会）を開催するなど、より町民に開かれた議会の実現を図り、更には行政への監視機能等、議会の権能を十分に発揮し、政策提言等ができる議会の活動強化に、より積極的に取り組んでまいります。



問い合わせ先：**西会津町議会事務局**

郵便番号：969-4495

住 所：福島県耶麻郡西会津町野沢字下小屋上乙3261

電 話：0241-45-4537（直通）

F A X：0241-45-4199（代表）

E-MAIL：gikai@town.nishiaizu.fukushima.jp